

東京大学先端科学技術研究センター 生命情報計測光学分野

特任助教または特任研究員（特定有期雇用教職員）募集要項

職名及び人数	特任助教または特任研究員 1名
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日（応相談）～ 令和 9 年 3 月 31 日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は 1 年ごとに行うが、更新回数は 1 回、在職できる期間は令和 10 年 3 月 31 日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から 14 日間
就業場所	<p>東京大学先端科学技術研究センター（東京都目黒区駒場 4-6-1）</p> <p>生命情報計測光学分野・太田研究室</p> <p>変更の範囲：【特任助教】本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）</p> <p>【特任研究員】原則同一部局内</p>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オルガノイド・胚、細胞、細菌、微粒子のマルチモーダル機能解析ならびに利活用のための、光計測技術開発 ・生命医科学や産業応用を目的とした多分野共同研究 <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 32 万円～40 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・博士号を取得している方（又は取得見込みの方） ・基本的な、もしくはちょっと変わった光学計測・顕微鏡の開発・研究経験があること（顕微鏡、共焦点顕微鏡、ライトシート顕微鏡、ラマンなどのラベルフリー分光法、フローサイトメトリーなど） ・プログラミング経験画像解析や深層学習などの信号処理の経験があれば望ましいが、必ずしも必要ない ・英語での基本的なコミュニケーション能力

提出書類	<p>東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>郵送またはメールにて</p> <p>【郵送】</p> <p>封筒に「応募書類 太田研究室 特任助教・特任研究員（光学系）応募書類在中」と朱書し、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。</p> <p>※応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。</p> <p>【メール】</p> <p>上記書類の電子ファイルを以下アドレスに送付 e-mail: u-tise[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※[at]を@に書き換えて送信してください。</p> <p>※メールのタイトルに「特任助教・特任研究員（光学系）応募」と明示してください。</p> <p>※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	<p>令和8年1月19日(月)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> <p>対象者が見つかり次第に、締め切る可能性あり。</p>
問い合わせ先	<p>〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1 東京大学先端科学技術研究センター 生命情報計測光学分野 太田研究室 e-mail: u-tise[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※[at]を@に書き換えて送信してください。</p> <p>電話：03-5452-5028（電話での問い合わせは平日10時～16時にお願いします。）</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがあります。（プロジェクトの状況等による。詳細は応相談） ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。